

水産流通適正化制度の事業者の届出

【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、**行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要**です。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 採捕事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (4) アワビ、ナマコを採捕する権限
- (5) 譲渡しの事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (6) 譲渡しを開始しようとする日※
※事業の開始が法施行日（R4.12.1）以前である採捕者は、R4.12.1と届出して下さい。

2 添付書類

- (1) 漁業許可証の写し、漁業権行使権を有することを証する書面等
- (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
※漁協が漁業者に代わって代理届出することが可能です。

3 届出先

| 届出する者 | 届出先 |
|--------------|--------|
| 漁業権、知事許可漁業者※ | 都道府県知事 |
| 大臣許可漁業者 | 農林水産大臣 |

※販売事業を行う漁協は、届出番号を取得することが可能です。

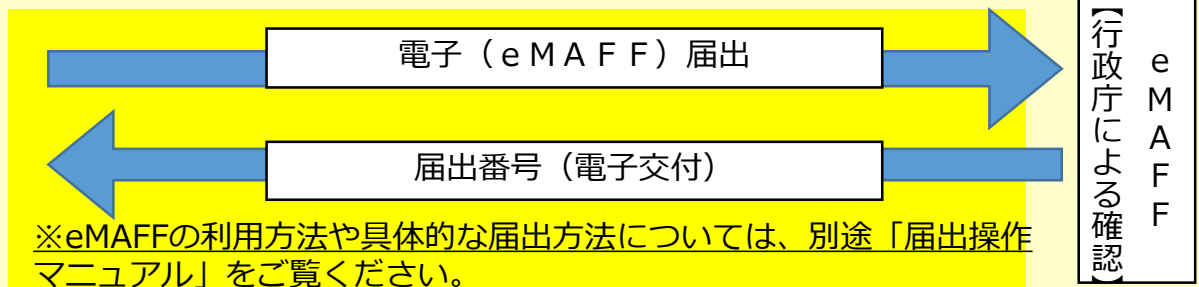
※2つ以上の都道府県知事から知事許可を受けている場合は、農林水産大臣への届出となります。

4 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出を行って下さい。行政庁の確認・受理後、**届出者へ届出番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

都道府県知事又は農林水産大臣の許可、免許等に基づき採捕を行う者



※eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、別途「届出操作マニュアル」をご覧ください。

水産流通適正化制度において事業者が鳥取県へ届出を行う際に、 添付が必要な書類 【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、**採捕権限を証明する書類等の提出**が必要です。鳥取県へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。
※ e M A F F 又は書面で届出を行った場合でも、添付が必要な書類は同じです。

1 漁業者（個人又は法人）が届出を行い、漁業者が届出番号を取得する場合の添付書類（代理届出を含む）

| | 鳥取県知事の許可・免許のみを受けた採捕者 | 組合員行使権に基づく採捕者 | その他のケース※2 |
|---|----------------------|---------------|-----------|
| 採捕する権限を証する書類 【組合員行使権を有することを証する書類等※1】 | × | ○ ※2 | 個別にご連絡下さい |
| 委任状 【代理人（漁協、行政書士等）が届出する場合】 | ○ | ○ | ○ |

2 漁協が漁業者に代わって届出を行い、漁協が届出番号を取得する場合の添付書類（代理届出を含む）

| | 鳥取県知事の許可・免許のみを受けた採捕者 | 組合員行使権に基づく採捕者 | その他のケース※3 |
|---|----------------------|---------------|-----------|
| 採捕する権限を証する書類 【組合員行使権を有することを証する書類等※1】 | × | × | 個別にご連絡下さい |
| 漁協が採捕者に代わって販売事業を行うことを証する書類 【事業報告書等】 | × | × | × |
| 委任状 【代理人（行政書士等）が届出する場合】 | ○ | ○ | ○ |

※1 漁業許可証、漁業権免許証、組合員行使権を有することを証する書類、その他法令の規定による採捕権限を有することを証する書類

※2 県で権利の有無が確認できる場合は、不要

※3 農林水産大臣の許可と都道府県知事許可又は免許等、国と都道府県の両方から採捕権限を有している場合などを想定

水産流通適正化制度の事業者の届出

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、**行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要**です。

専ら消費者に対し**販売、提供する場合**は、**届出は不要**です。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地※
- (3) 取り扱う種類（アワビ、ナマコ）
※全ての関係する事務所等について届出して下さい。

2 添付書類

- (1) 住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）
- (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
※事業者に代わって所属団体等が代理届出することが可能です。

3 届出先

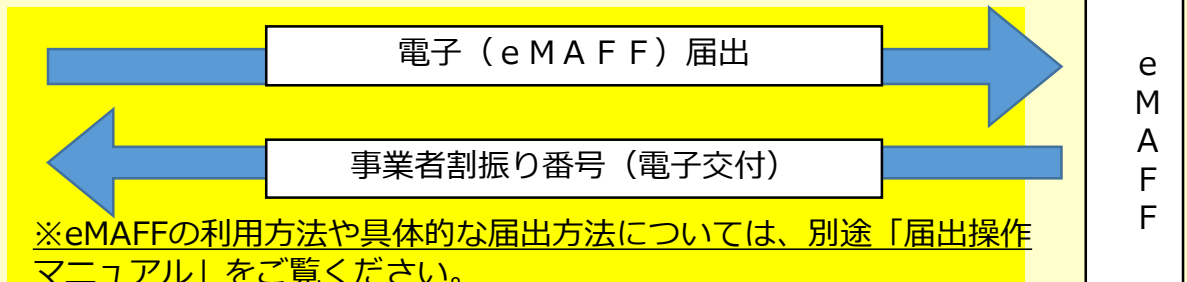
| 届出する者 | 届出先 |
|-------------------------------------|--------|
| 県域事業者 （事務所等が一の都道府県の区域内にのみにある事業者） | 都道府県知事 |
| 広域事業者 （事務所等が複数の都道府県にある事業者） | 農林水産大臣 |

4 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出を行って下さい。行政庁が受理後、**届出者へ事業者割振り番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

加工事業者、
流通事業者、
輸出事業者等の
取扱事業者



e
M
A
F
F

水産流通適正化制度において事業者が鳥取県へ届出を行う際に、 添付が必要な書類

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、原則、**住民票の写し（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）等の提出**が必要ですが、一部省略することができます。鳥取県へ届出を行う際の添付書類は、以下のとおりです。

1 eMAFFで届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類

| | 個人事業者 | 法人 |
|---------------------------|-------|----|
| 氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】 | 不要 | — |
| 定款及び登記事項証明書 | — | 不要 |

※ eMAFFで届出する場合は、gBizIDプライムの取得が必要となり、その際に事業者情報について確認が行われるため、住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）の添付を省略することが可能です。

2 書面で届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類 （代理届出を含む）

| | 個人事業者 | 法人 |
|-------------------------------|-------|----|
| 氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】 | ○ | — |
| 定款及び登記事項証明書 | — | ○ |
| 委任状 【代理人（団体、行政書士等）が届出する場合】 | ○ | ○ |